

総合自治会館跡地等の活用に関する民間提案審査部会の設置について（案）

令和 2 年 6 月 25 日
民間活用推進委員会決定

1 目的

川崎市民間活用推進委員会（以下、「委員会」という。）において、総合自治会館跡地等の活用（まちづくり局所管事業）について、事業者選定の審査・評価を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成 27 年条例第 1 号）（以下、「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、委員会に総合自治会館跡地等の活用に関する民間提案審査部会（以下、「部会」という。）を設置する。

2 所掌事務

- （1）事業者選定の審査・評価に関すること
- （2）その他、必要な審議事項に関すること

3 組織

- （1）部会の委員は、委員会の委員又は条例第 4 条第 3 項の規定に基づく臨時委員として、事業者選定の審査に関して高い識見を有する者から、委員会の会長が指名する。
- （2）部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- （3）部会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

4 部会の決議の取り扱い

条例第 8 条第 7 項の規定により、部会の決議を委員会の決議とする。

5 庶務

部会の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室民間活用担当において処理する。

6 雑則

前各項に定めるもののほか、部会運営に関する事項その他必要な事項は部会長が定める。